岡山市水道局週休２日工事（発注者指定型）実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、建設現場における労働環境改善のため、岡山市水道局が発注する建設工事において、「週休２日工事（発注者指定型）」を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。ただし、建築工事については「岡山市建築工事における週休２日工事実施要領」によるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に揚げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）週休２日

「完全週休２日」、「月単位の週休２日」をいう。

（２）週休２日工事

週休２日を実施する工事をいう。

（３）対象期間

施工開始日から施工完了日までをいう。なお、次の期間は対象期間から除く。

ア 年末年始休暇、夏期休暇、月～金曜の祝日（振替休日含む）。

イ 工場製作のみを実施している期間。

（４）施工開始日

工事目的物の施工に係る現場作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く。）を開始する日とする。

（５）施工完了日

工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とする

（６）現場閉所

現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所することをいう。

（７）完全週休２日

対象期間の全ての週において現場閉所日を土・日曜日に指定し、１週間に２日以上の現場閉所を行う場合をいい、対象期間には土・日曜日を１回以上含むものとする。

ただし、受注者の責によらない事由（地元条件や天候等）により土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く）において、土・日曜日に代わる曜日に振り替えて現場閉所するものとする。１週間は月曜日を週の初めとする。

（８）月単位の週休２日

対象期間が４週間（２８日）以上であり、かつ、対象期間の全ての月で土・日曜日の日数以上の現場閉所（４週８休相当以上）を行う場合をいう。対象期間には土・日曜日を１回以上含むものとする。

ただし、受注者の責によらない事由（地元条件や天候等）により土・日曜日に施工を行わざ

るを得ない場合は、作業を行う土・日曜日の前後１週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に振替日を確保するものとする。

（対象工事）

第３条　対象工事は、原則、岡山市水道局が発注する全ての建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

（１）災害復旧工事等の緊急を要する工事

（２）現場条件や施工期間の制約が厳しい工事

（３）設計金額が４００万円以下の工事

（４）その他週休２日の確保が困難であると判断される工事

（５）単価契約工事

（６）修繕工事及び水道メーター関係工事

２　発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「岡山市水道局週休２日工事（発注者指定型)」の対象工事である旨を明記する。

（実施方法）

第４条　実施に当たっては、別に定める「岡山市水道局週休２日工事（発注者指定型）特記仕様書」により行うものとする。

（工事成績評定）

第５条　発注者は、対象期間において週休２日を達成した場合は、工事成績評定の工程管理の項目で評価するものとする。なお、週休２日を達成できなかった場合においても減点は行わない。

（履行証明書）

第６条　発注者は、受注者が対象期間において週休２日を達成した上で、工事完成検査に合格した受注者に対して、受注者から請求があった場合、別に定める週休２日工事履行証明書を発行する。

（その他）

第７条　この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、令和８年９月１６日から施行する。

（適用）

この要領は、令和８年９月１６日単価以降を採用する工事から適用する。

（関係要領の廃止）

岡山市水道局月単位の週休２日工事（発注者指定型）実施要領（令和７年９月１６日施行）は、廃止する。ただし、改正前の要領で実施中の週休２日工事については、当該工事が完了するまでの間は、その要領の例による。